平成２５年（フ）第２５号
兵庫県西脇市西脇105番地
破産者　株式会社松栄堂
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５０号
山口県宇部市恩田町２丁目23番39号
破産者　有限会社エムズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４１６号
愛媛県松山市勝山町１丁目19番地３
破産者　株式会社青木本店
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３号
長崎県南島原市布津町乙2042番地、前住所長崎県南島原市口之津町丁5820番地３
破産者　本多真太郎（旧姓寺田）
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1901番地９　浦島団地２号、旧住所長崎県西海市崎戸町本郷954番地
破産者　橋爪　景英
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
茨城県つくば市稲荷前27番地17　パレーシャル飯塚201号、前住所茨城県つくば市高野台３丁目８番地19
破産者　山田みゆき
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８５号
茨城県つくば市高野台３丁目13番地15　天高つくば78号館、前住所茨城県土浦市西根南３丁目３番33号
破産者　伊藤　　潔
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８６号
茨城県つくば市高野台３丁目13番地15　天高つくば78号館、前住所茨城県土浦市西根南３丁目３番33号
破産者　伊藤　澄江
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
茨城県土浦市西根南２丁目１番８号
破産者　宮本　　徹（旧姓赤津）
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
茨城県土浦市西根南２丁目１番８号
破産者　宮本　幸代
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地４―306号
破産者　齋藤　小司
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３６０号
名古屋市南区豊３丁目13番11号　レオパレス豊第２―305号
破産者　前納　眞弓（旧姓村瀬）
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６９号
名古屋市中川区葉池町２丁目24番地　レオパレス太平204号
破産者　近藤　和彦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２５号
札幌市中央区南18条西13丁目２番46号　トリニティゲート伏見Ａ―２号
破産者　原田　信隆
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５６号
札幌市白石区南郷通８丁目北１番24号
破産者　明石　正俊
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１６号
札幌市東区北34条東14丁目３番11号　コンクエスト34―201号
破産者　竹内　聖矢
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
釧路市武佐４丁目26番12号
破産者　理容オオガラこと　大柄　誠二
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７３号
宮城県名取市大手町１丁目10番地の12　メゾンタカユウＮＯ２―201号
破産者　齋藤　　順
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字新在家1403番地
破産者　喜多見利雄
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係